

平成 24 年 9 月 24 日

豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例（案）を発表

～生涯にわたり自分の歯で食事を楽しみ、健康な生活を目指して～

豊島区は「歯と口腔の健康づくり推進条例」（案）をまとめ、より多くの意見を反映させるため、パブリックコメント（意見公募手続）制度に基づき、本日 24 日から 10 月 23 日までの間、区民の意見を募集している。

歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長や糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防、高齢者の介護予防など全身の健康づくりに重要な役割を果たすことから、総合的な歯科口腔保健対策を推進するために、これまで、歯科口腔保健の推進条例の制定に向け検討を進めてきた。

このような条例は、平成 20 年 7 月に新潟県が条例を制定。以降、自治体レベルで制定の動きが広がる中、平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布された。平成 24 年 6 月現在、条例制定自治体は、27 道県、18 市町となっている。

本区の条例（案）の概要は次の通り。

◇目的 区民の歯科疾患の予防に向けた取組みが、健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を担うことから、歯と口腔の施策を総合的かつ計画的に実施し、区民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

◇基本理念 区民が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう促進すること、最適な歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けられる環境整備を進めることを基本理念とする。

◇各主体の責務・役割 区および歯科医師等の責務、保健医療関係者、教育関係者、区民などの役割について規定する。

◇歯と口腔の健康づくり推進計画の策定 歯科口腔保健対策を計画的に推進するため、「歯と口腔の健康づくり推進計画」の策定を条例に義務づける。

◇基本的施策の推進 区が区民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本的な施策を示す。

◇財政上の措置 歯科口腔保健対策の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずることを規定する。

パブリックコメントの詳細は、以下のHPをご参照ください。

http://www.city.toshima.lg.jp/kusei/publiccomment/publiccomment_bosyu/028052.html

区民健康意識調査(平成 23 年)では、自分の歯を 24 本以上保有している人の割合は 40 歳代で 88.2%、60 歳代で 51.9%となり、この時期に急激な低下がみられる。本区の条例案は、「学齢期における口腔衛生教育における教育委員会との協働」や「在宅医療、がん対策の重要なツールの一つとして歯と口腔の健康づくりを位置づける」などを特徴としている。高齢者人口が増え続ける中、元気な高齢者を増やすために、今後は、「歯の喪失予防」の取組みが特に重要となっている。

条例案は、区民の意見を反映し、11 月の区議会定例会への提案を予定している。

お問い合わせ 地域保健課